

報告第3号

令和7年度幸手市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度幸手市介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

令和7年度幸手市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1	総務費	1 総務管理費	5,983,000	5,983,000	0	0	5,983,000
合 計			5,983,000	5,983,000	0	0	5,983,000